「優先調達推進法の日・週間」全国キャンペーン 実 施 要 綱

~ 『優先調達推進法』施行2年目 あなたの街では、進んでいますか?~

趣 **旨** 優先調達推進法(以下「法」。)は、平成 24 年 6 月 27 日に公布され、 平成25年4月1日施行されました。法により国及び各都道府県、市町村 は調達目標を示したうえ、障害者就労施設・事業所からの物品や役務の 調達を進めることとなりましたが、一部の市町村においては、調達方針 が示されていない現状があります。また、法によって示すこととされて いる平成25年度の自治体ごとの調達実績が示されるのが6月末を目途と されています。このことからもこの時期は、昨年度の自治体の取り組み 状況について確認し、さらに本年度の調達推進を促す好機ともなります。 全国社会就労センター協議会(セルプ協)・日本セルプセンターは、法 が公布された 6 月 27 日を『優先調達推進法の日』とし、この日を期に、 各都道府県・指定都市・市区町村の会員社会就労センター等関係者との協 働により、全国で一斉に国及び都道府県、市町村の首長を訪問し、優先調 達推進法の理解や浸透、並びに当該地域の社会就労センターの活動状況に ついて首長等に説明を行う全国キャンペーンを実施することといたしま した。これにより、昨年度を上回る調達目標の設定や社会就労センターへ の理解、役務の発注を一層促進していくことにつなぐことをめざします。

主催 全国社会就労センター協議会(セルプ協)・日本セルプセンター

実施日 平成 26 年 6 月 27 日 (金) を中心とした平成 26 年 6 月 23 日 (月) ~ 6 月 29 日 (日) までの一週間の期間

実施方法 国段階では厚生労働大臣(総理大臣)に、都道府県段階では知事(または、それに準じた方)に、市町村段階では市町村長(または、それに準じた方)を訪問し、趣旨にある目的達成に向けた、

- ①法の有効性の説明
- ②発注先となる社会就労センターの名簿、製品カタログ、啓発ポスターやチラシによる社会就労センターへの理解を深めていただく活動の実施

③メディアに向けた『優先調達推進法の日・週間』の広報の実施等を行う。

実施体制

- ○国段階への働きかけ セルプ協会長、日本セルプセンター会長、セルプ協・日本セルプセンター事 務局
- ○都道府県段階への働きかけ 各都道府県セルプ協役員、セルプセンター役員、各都道府県セルプ協・セル プセンター事務局
- ○市町村段階への働きかけ 各市町村のセルプ協会員、セルプセンター会員の施設長等
- ○独立行政法人への働きかけとして、セルプ協、日本セルプセンターより 関係資料等を送付

実施本部 セルプ協、日本セルプセンターの正副会長で構成する。

「優先調達推進法の日・週間」全国キャンペーン 実施本部 全国社会就労センター協議会 (セルプ協) 事務局 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内 Tm.03-3581-6502 fax03-3581-2428

実施方法のイメージ

- ○自治体の社会就労センター関係担当課や個人の人脈等を通じ、首長等に働きかけ、訪問日時を決定する。
- ○地元の訪問予定者を決定し、事前に説明内容等の打ち合わせを行う。その際、持参する説明用資料、啓発用ツール等を決める。
- ○訪問の実施。
- ○訪問時の状況をとりまとめ、当該地域の会員センター等への広報を行う。 必要に応じ、当該エリアの新聞社等マスコミに関係情報を提供する。
- ○セルプ協宛、同ホームページからダウンロードした所定の書式により報告する。